治平金訓

三十

和書門 類
一九〇五〇號
一八三函
二架
三〇冊

内閣文庫
和書 類
一九〇五〇號
三〇冊
一九〇函
八架

内閣文庫		
番號	和	19050
冊數	30	(30)
函號	190	120

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

治平金訓　巻三十六

臣六

操行四

一福島正則領地召上られし時林新五郎といふものあり正則の息女の傅也正則乃家出の国むとの訊にて早く自害被成へく候處覚悟へ存の事に候此殿煩まるべからず此政緒結り鄙指政切く此殿此殺の為論まく人ゟ議ら走

日本政府圖書
書籍館印
内閣文庫
淺草文庫

とる中よ侍人にて山中は後藤の侍にて幽斎古の儀を高し
出して高禄を望く然く大名あり林兼引せは我年七旬り
余りたる人は今ニ世ニ用ひ見し然ス其古きたる人への事ニ而別
ぶ上林果ら財の事ニ申之させて義をもとめ専らに祈
乃るにありけれたるに拷問の如くにもせよ大律を見て追留有
中の身ニく一本法の老明日何事ありとも若武者大
ニ而過て前りたる後ニ高知をもとめ参りて其ニ従ひて南部を
暇くれくれよく後ニ侍るて往てと其友人と一所ニ在れ

ともいふ事思の為として願くらしまやは林韻子仕の為を
思ふ身ハ人の喜く勝手悪せぬに高知にて頼るに取成招くの相ん
人の禍是より生ずる事あり位階知行を寄せて身を立るべき
ころ南中に人の口ニあるまんに高位をものすの房依に人くられたる
南浪人ま人ニ依中納言く各ら君あり主君の為に勝負語せん
もたる人ニ貪欲之人皆貪分あり禍福は人意成詞く必有
すへからく諸く慎ふべし

一

寺沢広高の事 唐津城主広高しに無あり広高の勤功

去年前代出しるおとの武士としから浪人すく国家(?)
乃ひらる事まで廣島招く葉の如く岩石の一村何(?)任
あしまじへらる淀(?)殿比まへ某々並の兵糧を与へ人々多く
乃なさあらへしつゝされよ中く銃けらる黒田細川家より
触(?)とりまいふ兵石を以く拍(?)出ても行られ已に備前乃府
廣島の恩徳あり今まさりく青(?)ふ年(?)ら青く掃り
ひられて後生まあんるか非義ゆへそ寡(?)り世に廣島従軍(?)
後軍て人ゝ知と与へんとゆへても池田利を貪り以て寒士(?)の

忠(?)臣なす家にあらね俳(?)ゆへ将軍へも道を遠へりと思く
三千石を与へんとて池田侯に本より輝(?)の多かを編(?)せしに
君乃眷遇の深かりけるに愛く今勝(?)一万の一村去(?)旨の用
只く筆月(?)に遂かん色顔(?)にめと求る心有し身より只(?)
なせへ餓死するとも嫁(?)りまけくと事を憩すへからに當
家を去りてより何乃寸功もなく剣侍(?)無きにつのりぬへ
とも御勅(?)ん附かられ今更ゐるの此細扱(?)中ゆく仕かるに
若しゆか武功を憩しでもと思ひちれたへく此家の一武士(?)

源太夫ハ君にもしれたる人なりし、後に同時に武辺許結なり
申さぬは出るに迄く候ひし一万石にも知れたる時十余あり
ことに申されしは少しも違ひぬ事とつけたる人は後の結ひなる男なり
疵つき申候 却てよめし 有りし事へなくして 同様にして
候の文に

一 池田三左衛門の本の戦ひの時として引返す事あり 身知らず志の
田の時に後ろ見て 居たりけるに 池田殿へ 難ありしに
池田殿の言葉にて成有りて 退く事 なりしに 聞て 論ん 申せ

頭殿なる 池田紀伊守か 東馬抱の七騎の所殿へ
引退くなるを歎く人追かけ来り 池田殿を留て 一人残り突倒し
二人は追掛る其後井蔓にもかゝはらす 本陣に帰り其後
黒田甲斐守長政は 人々に対し後件の事を語る 大に感称せ
られ一日家康公の御前にて 池田を呼出し 加増ありて 後さ御意を
有りし人あり 此度の中間にて 家康公 挨拶の戦功とて賞
されしか 衛門を仰せられ 若見へ候はまじきとかくあり
生まれ多れしく 将も有りて 池田殿に付て 恥かしそのことき

助んや兵衛と申ハ多く寄て出る頭髪ある年の卵ともに付
然るに歎き游はしたひ味ありて續れは接頼したりとも
知る人もある御一覧ね御存く おるんとも存候しかる處出来
殿中に居ひ義ニ頼りある事 強り多り 士あまりて 件之候 助多くれ
二度男まてられ御しと 居御し 見非なく 助ある由にて云出被
係其先御りなき 御事を 處ありて池田次の同へ出ありて 扶て
人く附ありの事 たる 述云の卵 于時の出度の 御事 後の
知る人の 伝へき 申やにて 池田 新ありき とまて 下の 噂ての

りそめにも喜兵衛に終あるましきとの 介類とある事を付く
然るに其後京の者ニ係を終りに只今両将の御前に出なり
殿中にて悦ひ居るもなくとも池田家ニ隣る終るを聞り
其上にも二ヶ所の類にも積気にのそき其との相那を付るより
色々の事にけ候て其身ニかけく 梶原を取りて出るを得くハ糸
たへくもかり無き為之 元来その荒猿皆好類のこと
一 謹信家の壬[illegible](イカル)鬼平兵衛とても浪人して法関に廻る店に
加賀浅右の将広林某人ヶ事に云事 多り 某人聞く日南家ヘ

然るへしや平氏か曰頼ふ所之主人ハ白禄の多少によらん平氏
にて候の俸禄にて足なん主人平作に領候事なく二千石
の身となりても皆ハ今の御扶持にて思ひ候て禄の多少を
定めんと云平氏謙信事なく功に依てこそ禄は高下す
事なく いまた少しの功もなきに高禄をのそむへき所につら
合うてこそ謙信家にて貧く算をもて後人先に真似なく召出されれ
此度戦場の首尾を今ぞ知る一度を君に定めらるゝ也
さへし気みなりて其うちにあらは宜く定まるにあらは追首なるへし

白禄其数にかへらるゝとも主ハ曲直を尽くへしとて其頼みに任せ
られ相続陣中に於て抽んて年来七度おりく主下首尾に高禄
たり平氏存さき今を封し武士の働きに言の誓ひあり此義理
よ例く参陣に富貴におこらんとき迄なりて其後慶氏子孫
に継さんとて役あるの数代あまりハすくれ勇働きあらはる
なし此戦場にのそむ尊く去て死所之と思ひ定めなく身
命をかへりみぬる卧に自ら武功とある利害差しくて目合
せ図合する問如何に頼く何も今に先役頼らるゝ共と

ひき

一　弓乃名ハ重下草の丸ニ左つき極く手段足らし候こと
来り再申ん哉正月弓初めの日父子庭紙しめさく其宮弓
来り申候く家来績あるに而来御ん歟史令ケ限りと存て
謹ミ申合戦ハ日本羽織内く指金を先を師して射候也
巻葉を掛申ん事観念の弓伝ハ法候元来随き今せまく
則来れ羽織を射破り申ん之時豊下手之意り候ハ
父子存命之益候自分的立申候家手段射貫候得く　巻葉
前ニ立申ん牌迷惑仕候ニ付大ニ見苦自分ハ見捨ハしらん
とく小猿さし之手段如何けんと申手段悉く弓法ニ紛くも
悼く雅れ申加へ見るく之随より早付来り申なし古今の
流儀未世の為申ニあられと申伝へ候

一　大坂冬陣之節浅田鉄炮之合戦ありく尾張の織田殿ニ寄し
て去りと大坂を見れハ後之後く松平武蔵守利隆同右馬助
忠継とお所ニ付して加ふ成守利隆ニ宮越後忠継ニ
南部鍛信之何ちし武功の士ニて有之候く探日く出之名将士

三千人猟船一百艘にて打寄せ籠城と出兵く尾崎にありく
南部殿待ともしまるゝ未だ二万ほとく得度役成ほく今宵遠の
ようしと籠城に六十年す修く中途まく使を出し南部二百日
以前より此方来り籠居されともおるに奥州方より今度鎮使
まて後に一所成すむへしとも汲みる南部使然様かの所
兼るに評定すへしと候こす籠城来るこの所出逢ひつまし尼
諸に帰る南部籠城に向て出陣と此より帰られよ南部に先
此急の段打廻りく侮りく行へしとらへ宮城と帰る

南部政長は悲しみ一途持馬にて出立二三人にて鎮守府
家来は己に日数を經て南部帰るに宮城南部に何をか告
つるや問ふ南部又ともかくも先に名取の城の情况の利害
要く見たりし様を語りて南部宮城に問ひくの身分所し
の要へまらしかと宮城に曰出陣を待て来る合せに南部
又問船場の身分数の内青へき居所御覧て見届られたるや宮
城に曰稲津しるくしるて未見に南部にいまた己に来れり
汀附と急にすへからくして師華両段唯役竹成定む其口

くハ諸士何人と問何人其法にかくくなり服に甚列出て
船の岩へきおすあられ既に室く後南部較乃性に量りうく
し較に今中も寄来らハ箭を射られし出後は来りて云う
乃ち今南北に家臣詰く停役せんとの事なるへしとおもひも
事は信らん此ゆあられすし赦方やとらんと宮城帰りて見
南部云如くもんきなあり所くの目代を来れとて従者を
たりて目代をも呼人来り宮城康すに居く此事とも云ひたれとも
南部手細のたくく底の戸口は殿をせ白物を皆入たり目代

とも宮城南部は殺せられ立なりしてにぞ従く家来を呼の河関に
此中に南部懇く目代に賄して日前に
源君の命を蒙りて宮城南部は同家の抜るもして去りり
来れり身の用有なりしも　源君をまもせハ我輩を殺せたら
んやとし一戦に及く身方利を失ひて海賊尽く較の為に
斬虜せられ賊残に盗の方ゆなりん今我輩を併せ
殺さんとなし急海賊を斬断すへき我輩にありや其ときに
目代をうくく皆腰を屋の首を領て領に行す南部ら

田て家今日の東海を見ず下総道の町にてさまよひてあり
又かゝるありや貝代が同気の者南部が同甚だしく当人を糺し
経邑の旅人あらば一飯のあたへもなく一夜も宿せしむる
事なかれ当人の中一人急ぎ見廻りてよりなかばに上日の為
人をつかはし申なれば上日乃当人をつかはし早々役のために何故
家くかくしも遠事なかれ当人のことを持ちて甚だしきなんどら
一人出役し当家に居て右輔に知らせよ急しく急ぎあらば
即海手代罷りて宿をさし早々帰りて合せよと貝代等

て居りぬらく出る其者へ人を使ひして町奉行の下に封境
のまかりて百中合へくみくにまへ人急ぎ原にて御ためにて来あらへし
やとおもひしかれば町奉行わが事に南部一札の役合せて
町日の当りあし者も御こと役合せてかたき故意なれば先づ
及の余悠附も早き事も身分の為なれば申すべし之貝代の
悩急あらば即申す斬罪にまかせん合命を発なされば軍を
利害記事隠密のことくかはしらべ町奉行をなしてたま帰国
しくて書附をまかせて貝代自身にしたがひ帰りて偽りなき事

南部か曰汝急き此人々此所を去され体其の場にあり
作と存る今しも帰り来り宮城と出会して見ると之に
度々ま自ら当所に知らく急や思ひとおもひて当惑とす
能ても附けて宮城に向ひ人当所より帰り附舟場之湖に帰り宮城
か曰此所舟松の辺人家にか当れ舟へ至り其所に帰りしと南部か曰
以る事もと云ふ事を思ひ松の辺にて行く行て其所を出て帰れり出てと
思ひし奇船代当ハ帰路に従ん却て味方の勝なんと宮
城又曰軍大勢の味方なるも焼捕りて甚く見透さるゝ所之

と南部来たり我代計る欲寺来たら八大軍なれん行来を待て
多勢遥へき理なし却て味方仕を立て便なり只大軍来らハ
味方我代たのむの気あらハ老弱の人々すまてたゝに後や老民の
舟あらへし若なくして焼捕ハ身すに仮すまなり宮城二
来なつて南部に向ひ返してある方々南部又宮城と彼して
小屋の前に桐を付る事宮城か下僕に命し南部か自身
老代見る南部か手鍾の桐とならく詞く日当度の桐に弱
しても行くけのなし何を自ら見ぐしくも下僕に命するや

宮様南部の柵を見るに小屋より二十間つゞき出て夥多
多く柵隙ひまなく茂く然も見張に下知人の七八人加へ番人とあり
其体厳整候すへけれは南部の日比柵を恃くあれこれの恐敷
と聞き出んやうにあれは身一用心に多く候は敵を威する
あるなり其後の柵内強く鉄炮の備へもし自由ならし
鉄には利多く柵内の中に宮様帰て柵を外かへすの大坂の五尺
話るに定んとす其備あるを知ずして也是南部の力之家
様も皆する處を知れども此時は南部に及さる事多し家様

既に今度縁く南部の手段は一書千里中聞へし家門の
守護とする事は叛へられ家様にても及ぶ所にあらんとく大事
数称し多く

一　多勢強志事を忠節の士へ高名今度縁人数其子も父の孫
をあくへくおし防禦の利父乃後家既称しゑへは無り
父国輝して後の名声高名の家並は何事は難事を人の関し
為ろは並て父の功を以て大いに嘉運あるべし父に於て惜し
其功を有もしきその為りて其時に何事その功ありても後

世にはまされる父の御事おもひあんを持らうし若き心のかく

一　有ハ親なる功徳を遂んも口惜き君家の後にこそなる

蔵久保無しとて謙信流の兵術を学ぶ人あり則其して

澤氏を深く好みて浪人して窮乏なりしかも人を集め

事南町に居るへく書もの為ありし時上様の当代の方

口惜り居ちは所謂の前をもとつりあんといふ人ありて当代へ

通しくり将に深無紛くま見て後日を聞にとて有

何年して君の方へ口入すへき事をま南かまへくのへとしそ

思しか将て参るへし如何紛失して出しか是宗のあ

らあまく子と思ふ世り振出比の後に武士の是ありくすき云

するまし今武士なる身として討を許さるとて紛後を称て

身代汗ん半にて本意の事を果し願ふとも無益なる

にせましき也居案しては引渡し上様に紛所にあり

是くしてより汁方へ参り後日を考るへき紛失をとせしか

存寄なるもの有無に答ましく仕まし申へくと存候

中途より帰り参りまゐらして若き御紛をりしとを思

して跡を手にとりて一戦に討たれけり

一 長篠の軍に甲斐の士一人生捕られて信長の前にひき来る其躰
小郷何者の者と問はせらる 信長家臣問はれしに美濃の岩村
の城にて信長自ら捕へ御父の葬礼の時岸本を
斬りたりと聞けり 美濃尾張に拙き者にして今回捕はる
せられてや思ふ給ひ爲る縄をとかせ 西原ともらめられ爲り
弓矢とる身の恥辱はかくあれ 只長門前節すへ引
のけ縄をとけは多田といふ者 遠江出来り 四五人寄付て長門

我と我首を切て 信長申されし 去とては武士は信長深く惜
まれけり

一 甲州武田滅亡の時 西伊那と云ふ所の若き者を引具し
度々出奔して自ら桜木に於て
東照宮様にある西尾氏方の門へ来り 参りたる者
並べ来る人あり 其頃菅沼大膳の陣に入て 本川まりて
先年我と出し首をはね 菅沼の中将朝日千代 御存じの 十九歳
あらしもす身出討たる人にしと云ふ 菅沼此者 御取立て

やとひし者必定討死せんといへはさはかりの大名軍
きらひつる面々大かた討んとて兵をよろしく立されと
異りて敵の人よりいやまさる手勢をもたれしは無くなりに
未だ此をしき若者なりとはいへ大将千余あれとも殆ど
西の方首挽まうけん物とせし独立して退き申す如く
夜深く籠城の見せし鉄炮をとり出し曉陣屋を引払ふ
出兵部と若枝の間なる帷幕かくれ居たり夜あけて西郷
見るのり兵糧の用意して来る

東照宮ゟ兵部の手への中ニ陣して布陣しける敵まて
出ける時能くも千本鉄炮放たせ給へ西の馬より
乗落し走り出く首取とりかけ帰りてうたと申は
東照宮あつま別乃ものよしはからせ給へハ是より手勢か
名高く皆人申す

一 日本兵部大輔石田か兵衛構へし西備して大津乃佐藤鈞
とも申す

神君御感悦あつく兵部少をまつり様属ニ押宛行中支

しては此徒も勢しくも　其後ニ井伊直政ニ命せられ饗應
給ハり　直政ニ命して御平日の秘蔵たる白毛黒鞍て
宜しく鳥居彦右衛門殿へ　給ニ曰石田治部少輔必定の儀之其之
謹すへしとて鳥居招して　賜ニ太刀を一腰賜ハ　叮嚀ニ
ありし　時ニ目言上して曰忠元忠命を伏見城ニ捨る
事ニ不及思召候へと何某父の教ニもある事あらんや　命
の有らん限り勤め候へとて太刀を返し奉りける
御名中にも御感ありて　此様其あり太刀を別人ニ賜ひける

ゆるされけり

一　森寺政右衛門忠勝ハ伊勢の安濃郡萩の城主岩木右衛門秀
勝の子なり　すくれたる勇士也　政右衛門十八歳のとき池田信輝
に仕へし時　稲葉伊織と一族のもとより備前の陣にて
雄判(?)と争ひ　政右衛門よくきて魔取へあらぬ物をたて
うりく修羅をも争ひなし　悪き者ニ主なくあらまし
伊織ハ今日の事なく未練きたなき故なるへしとて信輝殿に
申せ礼あり修羅ハ今日の事なく捨くへくとてたやく見よ

その内を少より此段たくとくの段情を定伊織守の事を仰き
たりかりる事ともしくは封面せまし又故実を彼利段取申し
備前かくく焼る物にも人は質物に相を存し申候とも
あへ段様子あて右様き申候左り出合相を一段ときめかけ
申付せまし又うけのひく申りあき信輝を故実をかつつ奉り
しめつ定伊織守かめとみて右様くへし危きる人申らく
門内を待まし如き帰り来り去うくせし去まし八代とてとう
のうけあり候段取到し日在中て後申ろう元居とある事

一 言も謹あるへき事なれとも申せし卿か気にかかれはくるしく
へくともこらく思ひ申されあひをうけられ若き男の手段
剃まらともさて申むへきや遊ひ治き帰りしか幸く巳後を
謹くあへ申し念ひろうと也

一 伴玄折ち沈田輝政の露にありしかは輝政世かた去りし
さき殉死すへきよしと人ものいひろう段武蔵守利隆か
これよく存段申まかり侍りて今せられしか細枝の日其段の
間なりし嫁する段ひしき此ま事入り又聞ろうとあ申しみ

討ぐるハれそ殺さしむるや勝て突立多く候抜あらし人多く言て
おし留生かくしとやさ事ハ利隆もし甲斐もあ忘れしふ中也
ゆるれし只ハ忘れ兼り御恩深く思ひ人ハ生存偽あんさす
てんて見つけましくれハてしくハ情あられどもそ快く死生の
道を報きゆへしとひ専ハ利隆きもあるべき事之されども
専古の合力ハ浅るゝ候ハ手にて生代の紙書さらんままん人く
忠孝も忘れ生殺の意とも知り籠光に急ぐ身のよく
今の無理に当り果て左候して死したる者あるんとしきん事

人の事くの士人も我に公役ある若あらし事に猶其と然る
さらん事同前之本候猶更うし有りしてさしれ候忠とも事とも
忠也あるべからく死して生代ゆへし後に我か当也へきや
事に臨り死すふよらく士の事に於ゐる者あるかりし出よく死れ
ようゆもれハれハ忘れ深候深し存ちかね候て候ふ猶り
と追実り已とゆるれ利隆く死して事候猶更かしく
生代への事と世まと要之やもれしハ忘れとく候そ時
あくるり候の何事りたね士ゝ中の是り乃候役に実をあるく

さて此むへきやうもなけれとも此度の御用にたゝて恥とおもひく
今度法主披露をとゝけるもあるへき事をへしとゆくれいきてゐる
あまた士の家をあつ事を海に深く忠賞比類あるへからんに
きうてしかられ聞せらる者なり
一 大木土佐頭村上か加賀法主の古戦場法主の北の方大坂に立こもり
石山へ人質をとらしむるやうに戦軍し久しく法主より舟にて
し兵粮米を積とつ律義会を持法印居る法主の船数
梶原助兵衛山梶子の兵粮を積せ四五艘将て渡海を
是へ大坂人のよくもちし後か、その世帰帽子かぶせ常法あり
会かとも門葉乃者とく戸張ひらき断く屋敷へ出くるあまた
居へり法主目安れく安芸殿めし文川口のとく蝶船とのせて
出きらんと申せるり兎も当船見あれく法主の河上にいよいよ
きあしく以ひく来りおそてりぬかる然も法主より吾ら石山に着き
へき事たゝしいさもして水の手を欲しこきとしても落せらし
と云事ゟ聞て大木たてつる事ゆへにあり水の前に付置候
告く梶原か会の中の水の手を知しらくし其上にとゝまりて

舟のとくうこの戸をひらきつ当の家臣夜了あつて土佐を諭す
候して若見舞めらせ当人の身を判断し切腹にすへし中
思ひ為れしも半者なみなみ転法に引頭く蛭蛟船に翁ときき
出し当船の当代つゝや行ちて二所にと出てりそれからふとさな
きのこしめく間に多の飛うとく一里あまりも大きの船当船
ところ多くへうるさく大ようとく様代あけ出発んせし間に行ちてく
遊びて肥後より当ね大木時用に大坂に居ちりちく比に着て
治めん打手には思ひて鉄砲んと待ちてし関ヶ原乃軍破き

しかし是を預け置かれ大木兼を使として佐々清に
佐々成昌篤実第候へしものあれば清正慰めなりしと之を
の事なれく又加藤の様代増あらくも又らしまして之を

一 船戸掃部は池田輝政の臣也関ヶ原の軍終りし頃長束大蔵
大輔正家水口の城に引こもりし輝政掃部を使として
降参を勧める船戸是を抱あまたの人数へてしと様しかれ
しも海とく行向ひ中備まへしかれ船戸方之白井の小さき
後の様代造しを婦くに終まの全く水口に行長束に遂降参

あくる十三年も別乃事なし 此春よりゆかせたまひて 長宗
阿波讃岐の城々して 四国の事まかせ軍もせて口惜くおもひしに
此城も持せんとて 其老どもあまたあつめ 猶子 降参せんにて 所存
あくらむとぞ 仙石 長宗が如く人の大将 進て 勝より 猶の城々
出し 燒くのみりて人ゝ上意 尉殿今からく中不残 あまたよ
猶大将あらく見せ中せんとて 居ひ切る 依事なる 行なり
きりしらん 長宗殿しく あると 大名共 打くいろまあらん 力なし
海ゟ志国をしらんとあまたまうちく 降参せんまかりくに 其を見去し

さるほとに 九州にて 島津家の 猛将ともあつまりて 仙石 長宗我部を
立むかひては 長宗 中将と 信く 親百かし 降参すへきよし 書て 扣
戸次にうちかけ 仙石 長宗 城を出かれは 豊国の 多段めくり
きたり
一 山崎崩れ 敗走 長宗我部の 吉ある 子 長宗我部 元親とて 勇士あ
りしか 大坂 軍に 見事 とまりける 向ふ 崩れ 敗に 走 陣なく
伊賀の 上野 あつまりし 戦 長宗我部 かみ 打し 敵の 前に 打し
りし 強敵に 伴て 死し ありけりし 親の 元へ 嘆へし 打部 父しる

養娘兵かりしか母病にて上京中来りしをつらく
思ふ父のうらみを思ひ晩間て出合先非を悔しと告ける
養子となりし彼本人先養父の仇なれは人を許して云しか
江戸へ出て此男ハくれぐれもせまりし母病ゆへ何となけれ
んと日頃常におもひ成るに一昨日討取し事なりし今朝揚りて
皆待りしとおもひし所に母まて主人勝手の事にも及ひ孝の
うけつる旨を承り出し晩にいつまて女なからも士の家に生れて
かくいひまさまつりみへきならは戦場の討死と定り事なり

一
候ゆへなり縫殿助義死にへき場所なれともいつれへくハ難く
べき事なく少しもさわく気色なかりし依之縫殿ハ存生
候十七歳まて出仕せし勇者にもおとらすとて
三浦次郎兵衛ハ蜂須賀の家臣にて其養子として後宝子
を請け己か弟を養せしに其子甚蔵太郎と申して宝子の孫助
なきゆへ養子にしあわせ向後ハ今己か如く世しよき
候と思所の為をんと事を存す為に所存ありしか
候しか此次郎兵衛ゆかり一類縁ニ集めて自ら切害す

孝子の源蔵といふは十歳にて父にはなれしより母に仕へ
孫兵衛を姉のとしよりも家にのこし住居にてありしきれく
さうらん老一度ひ親子の生活とならし家に父の行をへきから
さうらひ中に於て根本を念し孝心にあつくきこえ人々中にて其親孝行
いへくしまんまて八幡の照覧あれと孫兵衛親類すへき由を
申すしくさへしかれともとうくわまへきにあらんと其家の者
取立し親属皆に於ひ感しけり

一 加賀中納言利常の士 禄高四千石の禄をうけし武家の

知りたる者も同しく言に於ては其性質愚昧なれと
常に怠りなき事多し是に於て人多く其節をしる
故にいふ性ひのこともいひあらす実にきこしも人々に於てよく
是にあひも附置被為なと思ひ出したる四百石在郷にて
とも四千石をのこして附けられたるひ此として是を寄して人の
勝為る禄の多少によるへきや何となく其者の家内に於て是を
いふは被仰出る事も知らぬ今の例にて識人せ更節に於て
いましめ小きうしき利根にてある事のみしてきんかうは人の上

かんとく也り北方みと談ずる事なんうくは時なるべきハ我の前
なり汝武勇の身なり古の英雄高追を抜せ中わきなりしは
遠からんや日夜是は勤め弥修すなし古今の英雄嫁は
従其と銀粉同しくせり日本唯一の大富なり加納の古本
家と稱同しき者多しかくへ見て迄よりや人馬のまく世の
なく武具の挑ひ整ひ年家に備へ者有らね覚へは又利を争ふ
あらる事やなし多く縛ひ年半やん備は中年やん率
見し身に有くて弓箭の家に生まれし誠を知らせるを見は只身に

褒に貌しきんくし者かく德ある事らし強く慎ひ守るべし
されとも正しき居る者数へるへからさるへきに兵財は是く世に従へ出や
実の事きみに非ざるへし ゆうかはに言従はして 本意に従かんに
あるらんと学ぶべし 謹めし人たるに私残し身を守る

一 京極丹後守高国収斂を好みて領内の百姓苛虐甚也
甚し窮民の候に倉あり其棚に金銀有り川らく積みおき
是はらく歴ら其支高廣分に不義にして五月饑饉
乃起也し

岩清院様御國の頃丹後の宮津七万石を下されまして當
郷に配せられ候ところ青山大膳亮幸利に命せられて宮津の
城を請とらしむ幸利宮津に至て上意の趣を家老の者共
に仰せられ候此年高(?)あんなく會議す就中武士の中ゆる依て
主人の申私落候に能(?)に浪人としてあり或は能
城(?)して討死すべきも安けれとも宮つに左様の起すにて
粮逆に候ふりとふ志あり縁を延しりて決せし澤吟味ハ
世々の家老多其詞有て此ニ於て一座皆感して同しく

幸利の旅館に使を以て當城明渡し申へきよし
上意の旨謹て承りしかるに一つの嘆ありて候家臣共の忠臣
身分ならて城を渡し申すへきなれは若より今に至るまで武家の定法
猶も存する所に候へ上意の旨を以て誤りなく婦女
共いさきよく是非右様にて士の義立かたく路頭に餓死仕ても
故主の上まても天下の人にも嘲られ其名汚し
子孫まて恥を残し候事(?)党類に及候事此段に於て家来まて
かくへき義にて候に付日本の國中辛く悪く出命乃

ましてかゝはしも本意なき浅野あるへからは況や臣下の身
として何心の怨をつり出しして無礼無義兜まゝくに今
此殺傷のとき欽懐を信り天下に對し奉りて忠臣に落ち
千歳を経しらて死しても猶陰罪あるかに浅野か城を退
除しあるへき事勿論に浅野家は右中也武家の定法を守
らさる者の内ゟ付かくへくは其後母野家老職中身守る
志言人切腹仕へし檢使を立られ浅野屋まて死後に浅野
程に未練党天下に對し奉り其行の罪あく主人の?

みな忠義を全し身を捨て武名後世に伝る事の何
そ一事に過へ顧望の内に於て吉良か首を討て其事の得
士品義を欲する制裁遂に悉く中身遺恨なき様に中身なき
身也家にもうけらるゝ事も既に浅野あるへからは憐むしき
事也されは法義を守るみある所にあらさる幸利甚はた不忠理の節
あるに陥く少臣の信志に背く事理を正度に何すれは
上策にあらす慮りし帰るゝこゝに語りて貴身をとゝめむ
寄書本意を思ふて幸利は一札をまへ城を除き甚純法正して

諸事寛ニ被せり 本州も宗意ありて存へき紛失第と思ひ
を無之申上候へし よつて右之趣 歎敷奉存候
一 京極丹後守并上諸く宗意の沢庵和尚を相補紀前等すへし
也備もあるより抱へられ月見の時紀前等座候其有に其事
事南都にかし紀州にありて候く千石にて任来す有り宗意とも
同席あるへしと申事共に候礼して退出後の事にて家老
九ヶ封しぬ其外は此南都人かし紀色ありてより千
石にて其知行よし相様に給人なく下村黒に出る

非ん主而程なくも何方へ立寄ても千石取ら様さ候ん
紀州ありて本州にて千石取ることあり紀州寄とくは取らましさまや
本意にて所存は其事の義有へは則今日此節申さるへしと申ける
其上今後紀前等申方是同事後明日只今其事に依て
右様之家老らひしは一通りの新来者右之寺社之事
の儀りと申されけれ其子細等此恩意の限難き事
ることに相成紀前等恐れ多く年しく遠ね
急度申上へく事様あるへく御座候

一京極丹後守家来父安知軒の法にて頓而宮津城を召上られ
其丹後守ハ江戸にて配流せられし其上ハ留守居しける家老共
ひたすら城を預り居る事を
公命を憚なくて宮方に渡してハ主君への申分立ぬ丹後守
より渡し候ハゝ一通の書付ハ是非なく存候得なくては
一円渡し難く候と城を拘へして自殺すへきよし一同の悲嘆を
決し給ひしに其由使者を以て江戸に申越されけり
上使青山大膳亮出られ候にて赤坂の館にて申渡し候其の

よし申出られ大膳亮大ひに怒り
公命を以て召上らるゝに何の違背か有へき堅固に
是議に及はす城を渡しあらん但一味同心の族も江戸にて渡すを
待へし其趣を委細に認め出すへしとありし時使者
申をく条書を以て申述ぬるに大膳亮ハ手に取て申付らるゝ
然るへし也ゝ如何にも大膳の申付ひかへし所自筆にて認め出ると
書きしにはをさかるゝ事青山事大膳の手にて継書認りけり
認め給ひて判形居られし有しかも判を書して自ら出し給ふ

せまくして水際く恃ゝ入相元のことく組合せ置し事あり其後
丹後守の面々相対して事故ありし城代渡し右衛門方の士の
許へ大相元より使者を遣し前相を知て一旦の縄を与ふ
是し家来へ申渡し其中有しかは何れも従前目の内筈と
前後に従し忘れ組くん尽て諸をとく〳〵役るとも参るへき
志にあらん事も差へ申すと云
一 三河殿に吉田久左衛門と申者後に修理と号す三河殿の親類の
国相応のときに城地に残へき許成見付一夕久左衛門も新参故

去程にも従に一つ兵久左衛門に相成に武氏の害く隠き者も多く
乃縄を持へ様名に金持参に親方年々に身城の縄あり
あらしに兎の角のことく遅く有し时に久左衛門是にてらく用り
立ち左後久左衛門とも云出されて帰りては内く其方ヶ様隠き者と
成方持に乃縄持参付り参り申さく存其のうく又あるときに
古市高とかく士竹の者く同縄誡結ひ射持を従に一つ兵大縄
を成つくとらく対の外出不足角人に見付出ることく事へ
に川を用立申とのく

一 紀伊国南龍院殿代大和郡山を本多内記所々時内記
より和歌山へ大京想大無之中老を使者ニ被成候得共想大無ゟ了遣
の節り出多半八ゟ致候節想大無儀のよし其内へ有之候其内
半八へ附属ゟ宜候
徳川家の士のよし右使者ニ被成候し 南龍院殿御尋ニ
御返答被遊候由其中ゟ其上ニ而ゟ御尋ニ者其方事元来何方
出生ニ候ニ内記を立退候て紀伊殿へ被成候へ共只今ニ而ゟ
ゟ候由想大無被仰付ニ候ゟ私事中務儀より然々仕候一段
ともに分中様ニ仕候処の家ニて 相果申候故ニ未練めかしく私ニ
存し候ニ付右使者へ使申付候ニ而も無之候処今度 御尋ニ付私に被成候事
郡山にて新ニ法度被仰付候度法度の条目を被仰出候へ共ニ而候事
若又被成候と存候段別して大切の儀と存候段被仰付候中ニ而ハ全體
法様細西段ゟ有之候へ共 御無沙汰と存候 御代申し被立
の儀ニ有之由ニ候
一 甲賀 殿様ゟ被申付候 稲葉丹後守殿へ相成 丹後守殿ニ 稲葉
佐渡守をもって候 佐渡守殿ニ 春日の局の事ニて 春日の局ニ 出来

右丹後守ニ召遣候親父ニ付此度丹後守方へ入候ニ付式部と
申者勝手向ニ付丹後守と彼是申合式部孫三郎を
付候儀ニ相成候申付ニ孫三郎申ニハ右之旨を申聞候下され
候へとも達枝柳の次第ニ而ハ何卒此料免存候様直ニ申入
候ニ付右柳之断申候得共立申間敷候ニ付其後度々ハ急度申聞
候得共頼入ニ而下申付合申候ニ付此上孫三郎十六年来奉公致候ニ付
定而義理之力弟子之事故丹後守も申付候得共何分ニも申候
相孫三郎申候而此情なく法義を相立候事ニ付右之趣ニ而御座候

候ニ付申候へハ其私共ニ而も参候事も申候ニ付其上孫三郎
申候而此意を差扱のよしニ而候處一揃願之ましく存候へとも申出
式部様此意を承り右出申候ニ付相願候ニ付申合候得共可申旨
候處使之義検使をも御付ニ而未だ不相成候ニ付申候ニ付検使
之申候而相式部へ其段右之趣申候ニ付其上孫三郎大切の検使
之来り申候検使ニ何卒御付られ候得共此処可申入
式部ゟ申大切之儀ニ而も申候へ共此段無之申
之者ニ金銀の大役相勤候同様ニ而無之参りニて申出候

仕舞候而参て申よし申候其時大切の品ニて比翼
無用ニ仕舞候と下ケ置申候脇差を抜二三寸も抜候て見
候所不審ニ存其申候此外合武部も出し置申候而差置
孫之丞手段尋候此刀状の事を頼候而此度承候此上ニ申候
上差遣候様へ御内意聞付候段の内意ニ此度
申も是又細々力尋候而武部を叶替懐中より参
候分を拔取候へ差図彼檢使え願候此旨承候所下ヶ
申上候孫へ相付罷帰申候処何分承候而武部を打立

急ニ御内意も内意退差遣候仕付可仕旨申候夫より武部と返
電致候ハ檢使と同道にて出也急き法退差遣申候ての返
申候よし其後多年を立候武部病死申候其時丹後守
孫之丞へ使者を遣し候武部も病死仕候ニ付以家来見届
申越候右帰宅仕候処彼者申参候宅へ入候の丹
後守ニ其事孫一のミ申立候始終見届候仕候ニ内意日本
後石武来申候内意名跡留置候事未済候
一　酒井雅楽頭の家来草野文左衛門と申者付居候丹後田畑の

城主京極家に仕へしに彼家絶子なくして福嶋にも附
浪人となり京都に出て福島正則に仕へしに亡して又浪人武
蔵の若きとき大坂籠城の陣にも京極家より出勤して働あり
宮本にも廣く古鉄の事なりしか又其後宮本に酒井家に抱し
能居なる時より川狩りの日ならに呂鹿をきし行ならて用意なりて
いかにしてまた此くは絹後に常刀せしもの誂成なりけれなりて
何とあて馬をひき門前に立て草冊の屋敷ゆと申ふ呂鹿並て
主なり其子に文左衛門の家来ありやしるまに候ふ親の終り文左衛門と
いふ名を案内して入て浪士の湯殿に出入しに家の者より申されし
者の呂体浪人文助成すへきなりと所を辞して其業を学て居り
何ひ甚後安座して播州に参りて年寄と申し今宵に拠く奥書
に人其呂を家を肩になりて其家は京都をのしやすまの其を
廣木の所なりに一物もなかりし由来細工親子の終り物体
中なり
一 越前松平家に備後あり国の寺ある山の所より今は
つきる三里あり三年里程美濃路へつく山あり本立志けき

ことにふきりなし竹山ハ二万石余をて伊りなんと思ひ者あり
田を見つゝ喜人多り額に手をあてゝ瞭き許もる人きなりしを鐘江新田
喜つといふ事行錯へ分れといふ其の数をとへハ如何に船橋川乃水
源をすゝ川といふ當りを當ても當りきたる所を竹船橋川あひて
しらぬ如何にそ先ず船橋をもて流まし先に水田の水當りもとと
いへらも彼其の下岩の水もてまし如何につきしに上まゝ為を也と在川
精の當とまゝ流れ御蝶も其れとて當たるかくの如し為し
彼山の下成きり掛く山を引つくし水當の所にとけく在んとて

城のれ人皆ことくく水の中にありて人民其を為へし其の
ありすゝつりと水下して田畑損毛多くいふりと申す事有るへし
又竹山當御くゝとけ其六ニ存其も水ありて其もを所くく行く
用あとりて里中も損亡なし彼當の所まき有るあとあらんまた
大きな旨ら御あし為早魃川の損毛一二年成如くして五万余の
損却と有るへきもまつ其伊といひしあまて其の事此為と

一 井伊掃部頭内木俣清兵衛ひとりは其上は主人の恩顧の将
宇まよつく丈頼くの如きを成するとつの拙者ハ此旨かそれ為

是ハ先祖の働を以て召出し置く由御意被成候
家より召出被下候者とも皆々有難存し其外右之者の内より
清右衛門ニ限らす恩願厚き加恩之面々の家ハ前後共も清右衛門
と申し除く被召出候ハ又清右衛門の子孫も宜しく被召出候へ
被召出し候者又其外の者も清右衛門より申上候とも又右の者も宜しく
親類より先祖召出し置候家来ハ親子共恩の働仕候清左衛門と被召出
候て僅かに少なくとも揃て被下候へと申候段被仰付候
右之通清右衛門より角助ニ申伝え置様ニ被成下し由ニ候

八右衛門申候子孫ハ家名相続仕り今ニ其子孫罷在候

一 東福門院御入内御上洛の時稲葉美濃守内
角兵衛と申者ハ大坂陣
ニて武功ありし者人の知る所也其時御目付衆ニ角兵衛
を召し此度姫君様御入内ニ付御供ニ罷出候様
御道中無事ニ宿のよしかる事其外何事も相済候様
申付遠方の儀ニ候へ共角兵衛ニ申付候段ニ付
る角兵衛ハ其節お供仕り其後角兵衛屋敷の御碑より

右ハ偏ニも覚束なく此条様に寫京来一の図を見渡すへく
おありつ身論語のやうにも論語ニ是佐度ニ申候所不審ニ申
者也そ論名の将出も角古説ハ公見渡す所ニ宗室の法ハ持
まくはしき誉られ申候之

一 茶の湯堂ニ入ニ及申候思合無有之是師ニ利とも人ニ法ニ無
弟子衆の類古内本ニ悉ニ信之由語被相成候中上る其次第
古来無思ハ古流ニ而不苦候而も表向ニ而急度ニ御出に
古来ハ古内證ニ而候ニ而御出ニ而も不苦候申し彼ハ被

其ニ被ニ存候一旦ニ其師ニ利とも法度申上候而古来
のならハ無之様ニ付ハ相違ニ無上意と申に付の通ニ古来ハ
仕る事ニも存候より申上へハ茶宗匠ニも存念不苦義へ古来へ
中にも茶の湯相勤せり其趣ハ心の事ニ事のうへハ古来ニあるへき
之ところ此義相済申候

一 古荷小堀遠州ハ御所和泉守殿家士ニありしに御所和泉守殿
古来の茶の湯面々申受ニ常ニ而少しも新儀ニも是ハ古来
小堀遠州次へ宗ニ家切相代より古来ニ古ニ古の流を

られける毎に武士乃一命捨るを書置して急たる也宗利
申も信悔ありけれハ老臣を招く中納言紹鑑等備ゆるを
へしと命し自分の諸り之と宗利申されけれハ家臣ハ猶以家
老共苦しからす其の儀ならハ主君の仰りと申上られ旅ニて
帰らんまゝ中納言にあらは主命すて其ニ下着に及ひ切腹とそ下
知給けり宗主ハ指ニ隠しけり下知にやかて仲へ其地ち
宗利も海ニし自殺しけり果して立ん所なる加増せられ申付
御戸部すらへられ事毎に宗利英雄とそいはれし

果たる上ハ手本となりて大三郎出奔して中納言殿老共為
のよし命ありて其後月日を立て北陸路へ下り申しき

一 観瀾 号なり 幼年の初めて江戸へ来て詰る人もあらまし白金橋の
辺の裏店に寓居して住居せし時しも十二月の晦日に夜陰
の家に商人の来り催促しけるに今日の払を遣されよと申てしきりに
責けれハ其主困窮して債人をいさむるもあたはす出逢を
築出して閑すぐ事なくつましくてハ其の月謝旅人
いかゝ見はかりの手習代金ニ揚ケて白銀いひ訳しけり

今ふし井りあり金銭打なかへ入て貧儀つれなへしとて流し

かくて寛学?て金銭を出して当代の災難を防べくとせし

金銭を所持するものは人ハ妬まれの料ならんと云也云をあらされ

まじ其患の人也ひ斬の事をなしより世に金銭あらハつと言

ゆへ也

治平金訓巻三十六 大尾

木村攝津守謹輯

日本政府圖書

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan